

吹田市総合計画審議会・第1部会(第2回)での議論の要点

- 1 第2部会で議論された第1部会の担当範囲に関わる部分(第1部会(第2回)資料-4の黒塗りの部分)については、全体会で議論することとする。したがって、第1部会としては、この部分については特に考慮せず、議論を進めていくこととする。
- 2 「**4** 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり」の「(1)個性を生かし豊かな心を育てるまちづくり」については、家庭教育の大切さについて触れるべきかどうかを議論したが、結論を出すに至らなかった。議論の内容を踏まえながら、部会長と事務局とで相談の上、原案を作成し、それをもとに再度議論することとする。
- 3 「**4** 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり」の「(2)生涯にわたり楽しく学べるまちづくり」については、特に意見は無かった。
- 4 「**4** 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり」の「(3)スポーツに親しめるまちづくり」については、

「スポーツ」という言葉について意見があったが、特に修正はせずにこのままの表現とする。

「既存施設の活用を含む幅広い施策の中で取組を進めます」という表現は消極的ではないかとの意見があった。
- 5 「**4** 個性がひかる学びと文化創造のまちづくり」の「(4)文化に親しめるまちづくり」については、国際化、国際交流、生活者として外国人の問題などについて、別に項目を立てることとする。原案については、部会長と事務局とで相談の上作成し、その内容と記載場所(**4**の(5)として記載するか、**6**で記載するなど)について再度議論することとするが、議論の内容が第2部会の担当範囲に及ぶ場合は、全体会で議論を行う。